年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会 令和3年 11 月 10 日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの
4件
国民年金関係
3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの
1件
国民年金関係
1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

0件

国 民 年 金 関 係 O件

厚生年金保険関係

厚生年金保険関係 O件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100044号 厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100027号

第1 結論

平成2年7月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請求期間: 平成2年7月

年金記録において、請求期間は、国民年金保険料未納の期間と記録されている。

しかし、私は、平成2年7月分の納付書・領収証書を使用し、請求期間の保険料を納付しているので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成2年7月分の納付書・領収証書の領収日付印を見ると、納期限である平成4年8月31日を超えた同年9月30日付けのA郵便局による領収印が押印されていることが確認でき、当該納付年月日において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である。

しかしながら、日本年金機構B事務センターは、平成4年当時、C社会保険事務所は、納期限を過ぎた納付書・領収証書により納付された国民年金保険料については、還付又は充当を行っていた旨回答しているものの、納付した請求者に対してどのような対応を行ったかについて、オンライン記録における請求者の平成2年8月分の国民年金保険料が平成4年9月30日に収納された旨の記録があることから、時効を過ぎて納付された平成2年7月分の保険料を同年8月分の保険料に充当したと思われるが、確認できる記録がないため不明であると回答している上、請求者に係る還付整理簿等について、C年金事務所及び当センター国民年金グループに確認したが見当たらない旨回答している。

また、オンライン記録において、前述の納付書・領収証書により平成2年7月分として納付された国民年金保険料が請求者に還付又は充当された記録は確認できない。

さらに、A郵便局は、請求者から提出された平成2年7月分の納付書・領収証書の領収日付 印は、同郵便局が押印したものであるとした上で、国民年金特別会計の納付書については、納 期限等の確認は不要とされており、納期限を過ぎた納付書・領収証書により国民年金保険料を 納付したお客様に対して、特段の対応はとっていない旨回答している。

以上のことから、請求者が、時効により納付できない請求期間の国民年金保険料を納付し、 長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、その他の事情を含めて総合的に判 断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。 厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2000853 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2100084 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和56年9月26日から昭和57年2月23日に訂正し、昭和56年9月から昭和57年1月までの標準報酬月額を昭和56年9月は9万2,000円、同年10月から昭和57年1月までは10万4,000円とすることが必要である。

昭和56年9月26日から昭和57年2月23日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和56年9月26日から昭和57年2月23日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年9月26日から昭和57年2月23日まで

私は、昭和56年2月23日から、A社B事業所(適用事業所名称は、A社)において、* 部品を検査するアルバイト社員として、1年間の雇用契約で勤務した。

しかし、厚生年金保険の記録では、A社に係る厚生年金保険被保険者記録は昭和 56 年 2 月 23 日から同年 9 月 26 日までの期間となっているので、調査の上、同社における被保険者資格の喪失年月日を昭和 57 年 2 月 23 日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険被保険者記録、請求者を知る元アルバイト従業員二人の回答及び陳述により、請求者は、請求期間において、A社B事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記従業員のほか、A社B事業所に勤務した複数の元アルバイト従業員は、自身の勤務期間と厚生年金保険被保険者期間は一致している旨、及び同社に勤務した当時、厚生年金保険に加入しない取扱いはなかった旨回答している。

さらに、上記複数の元アルバイト従業員のうち、A社において請求者と同時期(昭和 56 年 2月 12 日)に厚生年金保険被保険者資格を取得した請求者と同質性の高い一人は、同社B事業所に1年間の雇用契約で勤務した旨陳述しているところ、当該従業員に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(昭和 57 年 2月 12 日)及び雇用保険被保険者資格の離職日は符号している上、当該従業員から提出された同社に係る給与明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿において確認できる請求者の標準報酬月額の記録から、昭和56年9月は9万2,000円、同年10月から昭和57年1月までは10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当該期間に係る届出及び厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの 厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行った か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行った とは認められない。 厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100047号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100085号

第1 結論

請求者のA社における平成元年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同年9月の標準報酬月額については、13万4,000円を14万2,000円とする。

平成元年9月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成元年9月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年9月1日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち請求期間について、厚生年金保険の記録における標準報酬月額が、給料明細書に記載された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低く記録されているので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料明細書により、請求者が請求期間においてA社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給料明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、同社の元事業主は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの 厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否か については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認 められない。 厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2100253 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2100086 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月18日の賞与について、支払年月日を同年12月17日 に訂正し、標準賞与額については、50万円を52万円に訂正することが必要である。

平成17年12月17日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 12 月 17 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月17日

A社から支給された請求期間に係る標準賞与額の記録が、実際に支給された賞与額と相違していることが分かった。

請求期間に係る標準賞与額の記録を実際に支給された賞与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の回答、同社から提出された第1給与帳(月別給賞与)及び第2給与帳(個人別)、請求者から提出された平成18年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書(納税義務者用)により、請求者は、請求期間において、同社からオンライン記録の標準賞与額を超える賞与額の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の第1給与帳により確認できる賞与額から、52万円とすることが妥当である。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、オンライン記録において、当該期間と同月の平成17年12月18日を賞与支払年月日とする標準賞与額の記録が確認できるが、A社の回答等により、賞与支払年月日を同年12月17日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、日本年金機構が保管している請求者の平成 17 年 12 月 18 日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届に記載された賞与額が厚生年金保険の記録における標準賞与額に見合う額となっていることから、事業主から賞与額を厚生年金保険の記録どおりの標準賞与額に見合う額として厚生年金保険被保

険者賞与支払届が提出され、その結果、社会保険事務所(当時)は、請求者の請求期間に係る 訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行して いないと認められる。 厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100254号 厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100028号

第1 結論

平成13年4月から平成15年6月までの請求期間及び平成17年7月から平成22年9月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成13年4月から平成15年6月まで

② 平成17年7月から平成22年9月まで

平成13年3月頃に社会保険事務所(当時)又は区役所の職員が自宅に来訪、その際に、 国民年金保険料の免除制度についての説明を受け、夫婦二人の国民年金保険料の免除手続を してもらった。

また、その後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料の免除手続を行っていたのに、請求期間①及び②は、妻の記録だけが保険料を免除された期間になっているので、調査の上、当該各期間の記録を保険料免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、免除申請を行った旨主張している。 しかしながら、国民年金保険料の免除申請を行うためには、国民年金の加入手続が必要であ り、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号 番号又は基礎年金番号(以下「記号番号等」という。)が払出し又は付番されるところ、オンラ イン記録によると、請求者は、平成26年7月7日に基礎年金番号を付番され、同日に20歳到 達時(昭和56年*月*日)に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、請求者は、基 礎年金番号が付番されるまで国民年金に未加入であることから、制度上、請求期間①及び②の 国民年金保険料の免除申請を行うことはできない。

また、請求者が主張するとおりに、請求期間①及び②の国民年金保険料の免除申請を行うためには、前述の基礎年金番号とは別の記号番号等の払出しを受ける必要があるところ、別の記号番号等の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により複数の読み方で氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号等の払出しは確認できない。

さらに、請求期間①の国民年金保険料が免除されるためには、少なくとも2回の免除申請並びにA区役所及び社会保険事務所における当該免除申請に係る事務処理が必要となるが、これらの事務処理がすべて記録されなかったとは考え難い上、請求期間②は、63か月と長期間であり、これほどの期間にわたって、A区役所及び社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)が、国民年金保険料の免除申請に係る事務過誤を繰り返したとは考え難い。

加えて、請求期間①及び②は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が促進され、基礎年金番号に基づき、記録管理の強化が図られていることを踏まえると、当該各期間に係る記録管理に過誤が生じる可能性は低いと考えられる。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、当該各期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。